

時評



東北学院大学
名誉教授
田中輝和

袴田事件の一審死刑判決及びそれを維持した諸裁判には、一般の国民が読んだとしたら首をかしげる判断理由が少なくない。そこにみられるのは、(警察、検察)官への甘さと被告人への理解のなさである。2例のみ挙げる。

検察官は、一審の途中でみそタンクから血染めの5点の衣類が「発見」されると、パジャマで犯行を行ったという冒頭陳述を5点の衣類が犯行着衣であると変更した。被告人は、パジャマの右袖のかぎ裂きとそれに対応する右肩の傷は消火活動中、ひさしから転落した際のものと説明していた。控訴審判決(東京高裁)は、検察官の主張を認め、パジャマの破れについて次のように述べた。「被告人が後刻パジャマの損傷を作出することは可能である。」(48丁)

5点の衣類が犯行着衣であるという認定についても、例えば、5点の衣類のスボン、ステテコ、ブリーフの血痕付着状況が符合しないという問題がある。この点について、1次再審請求即時抗告審決定(東京高裁)は請求棄却決定を維持したが、その理由のなかで次のように述べた。

袴田事件と 法曹一元、再審法改正

「例えば、犯行の途中でスボンを脱いだ可能性も否定できないのである。」(67頁)

これで通用するなら、ブリーフだけで犯行を行った場面もあったことになる。

これらの裁判官にはこのような理由が「官」に偏った判断であるという自覚はないのであろう。

法曹の初めから裁判官として採用され昇進していく制度が影響していないか。19世紀の中葉(1857年)、イギリス(スコットランド)で、袴田事件と同じく間接事実のみでの犯人性の証明の成否が争われたマデリーン・スミス事件の裁判と比べてみよう。

この事件では、21歳の娘・マデリーンが親の勤める求婚者と婚約したため、それまで親に隠して交際していた相手方とトラブルになり、飲み物に砒素を入れて殺害を試み(第1,2事件)、ついには殺害した(第3事件)として起訴された。第3事件では、被告人はネズミを獲るといって砒素を購入しており、相手方の死因が砒素中毒であることは検査によって明らかであった。しかし、被告人はその前夜に面会したこと自体を否定した。

誤解を解くという被告人の手紙により相手方は転地療養先から戻った。手紙にいう「明晩」には間に合わなかったとしても、その翌日ではあった。その夜、被告人宅に向かって歩いて行ったことが確認されている。翌日未明、衰弱して帰宅し、午前中に死亡した。

裁判長は説示のなかで次の2

点を述べた。①有罪なら死刑になる事件であり、認定は慎重に。②「被害者[相手方]と会ったと云ふ最強の嫌疑を、被告人に懸け得ると感ずるとしても…推理の鎖の環は尚完全ではな」い。(以上、ウイルズ[田中盈訳]『情況証拠の原理 下』司法資料272号)

陪審は、第1事件に無罪、第2事件に「証拠不十分」(当時のスコットランド特有の評決類型)、第3事件にも「証拠不十分」の評決を行った。この評決に対し、被告人は、「評決をまったく喜んでいなかった」、「法廷に巻き起こった大歓声には、嬉しい気がしました」との感想を残している(ダンカン・スミス編[吉田訳]『実録裁判・密会』)。他方、「間接事実による証明」研究の当時の第1人者・ウイルズは、前記①、②の説示に、従ってまた、評決にも批判的である(前掲司法資料)。

この事件の裁判長は高等法院次席裁判官になる前、弁護士会会長を務めた経歴がある。主任弁護士はこの裁判の翌年、高等法院次席裁判官になり、その後、首席裁判官になった(前掲『実録裁判・密会』)。前述の説示や評決の背景がうかがえる。

わが国で弁護士経験豊富で人格識見共に優れた人材が裁判官になる「法曹一元」への展望はどうか。当面、とくに裁判員制度導入前の裁判の誤判救済が急務である。再審請求審判手続にも証拠開示制度を導入し、開始決定への検察官上訴を禁止する再審法改正が欠かせない。

(たなか てるかず)